

扶養追加必要書類一覧

更新日： 2026/4/9

同居・別居どちらでもよい方

同居・別居につきましては、公的登録にて確認いたします。

下記書類以外でも、ひかり健康保険組合にて確認が必要と判断した場合は、別途書類の提出を求める場合があります。

申請理由/認定対象者 問わず必要な書類	被扶養者（異動）届
	被保険者および認定対象者の属する世帯の住民票 ※世帯全員分・続柄の記載があるもの ※提出日より3か月以内に発行されたもの
	被扶養者認定申請書

上記の書類に加え、申請理由に応じて必要書類をご提出ください。

申請理由	添付書類 ○：必要な書類 △：状況により必要な書類 写し可 ※明記されていない場合は認定対象者に係る書類をご用意ください	認定対象者						
		配偶者	子			父母 祖父母	兄弟姉妹・孫	
			中学生 以下	左記以外の方 学生	その他		中学生 以下	左記以外 の方
被保険者の資格取得	収入を確認できる書類（※1）	○		△	○	○		△
	被保険者の配偶者の収入を確認できる書類（※2）		△	△	△			
	在学証明書（※3）			○				△
出生	被保険者の配偶者の収入を確認できる書類（※2）		△					
婚姻	収入を確認できる書類（※1）	○						
	婚姻届け受理証明書（※4）	○						
退職	退職証明書	○			○	○		○
雇用保険 受給終了	雇用保険受給資格者証 両面	○			○	○		○
収入減少	収入を確認できる書類（※1）	○			○	○		○
収入逆転	被保険者の配偶者の収入を確認できる書類（※2）		○	○	○			

添付書類に加え、下記の状況に該当する方は別途以下の書類が必要になります。

状況	追加書類 ○：必要な書類 △：状況により必要な書類 写し可 ※明記されていない場合は認定対象者に係る書類をご用意ください	認定対象者						
		配偶者	子			父母 祖父母	兄弟姉妹・孫	
			中学生 以下	左記以外の方 学生	その他		中学生 以下	左記以外 の方
年金受給者	年金振込通知書年金振込通知書（直近の通知書）	○			○	○		○
別居	仕送り証明（直近3ヵ月分）（※5）	△	△	△	○	○	○	○
自営業	確定申告書 収支内訳書 青色申告決算書	○		○	○	○		○
自営業を廃業した	廃業届	○		○	○	○		○
認定対象者に配偶者がいる	認定対象者の配偶者の収入を確認できる書類			○	○	○		○
他の扶養優先義務者が 同居している	他の扶養優先義務者の収入を確認できる書類					○	○	○
他の扶養優先義務者から 仕送りを受けている	仕送り証明（直近3ヵ月分）（※5）					○	○	○
収入に一時的な変動があった	「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	○		○	○	○		○

※上記表は主要な理由と状況・認定対象者に対するものであり、表に記載されていない扶養の追加申請に関しましては、別途お問合せください。
状況に応じて、必要書類をご案内いたします。

扶養追加必要書類一覧

更新日：2026/4/9

同居していなければならない方①

同居・別居につきましては、公的登録にて確認いたします。

下記書類以外でも、ひかり健康保険組合にて確認が必要と判断した場合は、別途書類の提出を求める場合があります。

申請理由/認定対象者 問わず必要な書類	被扶養者（異動）届
	被保険者の属する世帯の住民票 ※世帯全員分・続柄の記載があるもの ※提出日より3か月以内に発行されたもの
	認定対象者の属する世帯の住民票 ※世帯全員分・続柄の記載があるもの
	認定対象者の戸籍謄本
	被扶養者認定申請書

上記の書類に加え、申請理由に応じて必要書類をご提出ください。

申請理由	添付書類 ○：必要な書類 △：状況により必要な書類 写し可 ※明記されていない場合は認定対象者に係る書類をご用意ください	認定対象者					
		内縁の 配偶者	内縁の妻の子			養子縁組を 組んでいない子	
			中学生 以下	左記以外の方		中学生 以下	左記以外 の方
学生	その他						
取得と同時	収入を確認できる書類（※1）	○		△	○		○
	在学証明書（※3）			○			△
退職	退職証明書	○			○		○
雇用保険 受給終了	雇用保険受給資格者証	○			○		○
収入減少	収入を確認できる書類（※1）	○			○		○
同居	被保険者の配偶者 又は内縁の妻の収入を確認できる書類		○	○	○	○	○
	収入を確認できる書類	○		△	○		○
	認定対象者の配偶者の収入を確認できる書類			△	△		△

添付書類に加え、下記の状況に該当する方は別途以下の書類が必要になります。

状況	追加書類 ○：必要な書類 △：状況により必要な書類 写し可 ※明記されていない場合は認定対象者に係る書類をご用意ください	認定対象者					
		内縁の妻	内縁の妻の子			養子縁組を 組んでいない子	
			中学生 以下	左記以外の方		中学生 以下	左記以外 の方
学生	その他						
年金受給者	年金振込通知書年金振込通知書（直近の通知書）	○			○		○
自営業	確定申告書 収支内訳書 青色申告決算書	○			○		○
廃業	廃業届	○			○		○
収入に一時的な変動があった	「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	○		○	○		○

※上記表は主要な理由と状況・認定対象者に対するものであり、表に記載されていない扶養の追加申請に関しましては、別途お問合せください。

状況に応じて必要書類をご案内いたします。

扶養追加必要書類一覧

更新日：2026/4/9

同居していなければならない方②

同居・別居につきましては、公的登録にて確認いたします。

下記書類以外でも、ひかり健康保険組合にて確認が必要と判断した場合は、別途書類の提出を求める場合があります。

申請理由/認定対象者 問わず必須な書類	被扶養者（異動）届
	被保険者および認定対象者の属する世帯の住民票 ※世帯全員分・続柄の記載があるもの ※提出日より3か月以内に発行されたもの
	被扶養者認定申請書

上記の書類に加え、申請理由に応じて必要書類をご提出ください。

申請理由	添付書類 ○：必要な書類 △：状況により必要な書類 写し可 ※明記されていない場合は認定対象者に係る書類をご用意ください	認定対象者		
		義父母	伯父 叔父 伯母 叔母	義伯父 義叔父 義伯母 義叔母
取得と同時	収入を確認できる書類（※1）	○	○	○
退職	退職証明書	○	○	○
雇用保険 受給終了	雇用保険受給資格者証	○	○	○
収入減少	収入を確認できる書類（※1）	○	○	○
同居	被保険者の配偶者 又は内縁の妻の収入を確認できる書類	△		△
	収入を確認できる書類	○	○	○
	認定対象者の配偶者の収入を確認できる書類	△	△	△

添付書類に加え、下記の状況に該当する方は別途以下の書類が必要になります。

状況	追加書類 ○：必要な書類 △：状況により必要な書類 写し可 ※明記されていない場合は認定対象者に係る書類をご用意ください	認定対象者		
		義父母	伯父 叔父 伯母 叔母	義伯父 義叔父 義伯母 義叔母
年金受給者	年金振込通知書年金振込通知書（直近の通知書）	○	○	○
自営業	確定申告書 収支内訳書 青色申告決算書	○	○	○
廃業	廃業届	○	○	○
被保険者の配偶者が死亡	被保険者の戸籍謄本	△		△
他の扶養優先義務者が 同居している	他の扶養優先義務者の収入を確認できる書類	○	○	○
他の扶養優先義務者から 仕送りを受けている	仕送り証明（直近3ヵ月分）（※5）	○	○	○
収入に一時的な変動があった	「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	○	○	○

※上記表は主要な理由と状況・認定対象者に対するものであり、表に記載されていない扶養の追加申請に関しましては、別途お問合せください。

状況に応じて必要書類をご案内いたします。

補足説明

※1 収入を確認できる書類とは

- ・直近3ヵ月分の給与明細、もしくは向こう一年間の給与見込み証明書
- ・収入が被扶養者の認定基準である月額108,333円以下であることを確認できる雇用契約書等（時給、勤務時間、勤務日数、残業時間数、交通費の支給額、雇用期間等が記載されている給与額が明確に確認できる書類）と給与明細1ヵ月分
- ・労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類
 - ※別途認定対象者の収入が「給与収入のみである」旨の申し立てが必要です。
 - ※労働契約の内容として必要情報が確認できない場合は、追加で他の証明書類をご提出いただく必要があります。
 - （例）労働契約の内容（労働日数や労働時間、給与額等）や交通費等の追加の支給額が明記されていない場合
 - シフト制等により労働条件が明確でない場合
 - 届出の受付日時点において、今後1年以上の契約が確認できない場合
 - 給与収入以外に年金収入・事業収入その他の収入がある場合 など
- ・非課税証明書（交付日が3ヵ月以内のもの）
 - ※前年の収入が記載されていますので、申請時収入と異なる場合は別途書類が必要になります。
 - （例：非課税証明書には給与収入記載があり、現在退職し収入がない場合退職証明書、離職票（写）等）
 - 源泉徴収票では受理できません。ご注意ください。

※2 配偶者の収入を確認できる書類とは

被保険者の配偶者が被扶養者になっていない場合のみ、現在の収入を確認できる書類が必要になります。
なお、配偶者が死亡している場合はご提出不要になります。

夫婦共同で子どもを扶養している場合は、次のように取り扱うことになっています。

- ・子どもは原則として年間収入の多い人の被扶養者となります。従って、配偶者が被扶養者でない方については、収入証明書をご提出ください。

※3 在学証明書

在学証明書もしくは学生証を添付してください。

また、被扶養者（異動）届をご記載いただく際、「職業又は学生」欄に在学年（例：高校2年）を記入してください。

学生ではない場合と、学生でも収入がある場合は収入が確認できる書類を添付してください。

※4 婚姻届け受理証明書

婚姻日の確認を行うためご提出ください。

※必要書類として戸籍謄本をご提出いただいた場合はご提出不要になります。

住民票をご提出された場合は、婚姻届け受理証明書のご提出も必要になります。

※5 仕送り証明

直近3ヶ月分の実績を確認するため、下記いずれかの書類をご提出ください。

- (1) 金融機関の振込証明書（振込み相手のわかる通帳の写し等）
- (2) 現金書留の控え等

お問合せ先

本件に関するお問合せにつきましては、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

ひかり健康保険組合

MAIL：Info@hikarikenpo.or.jp